

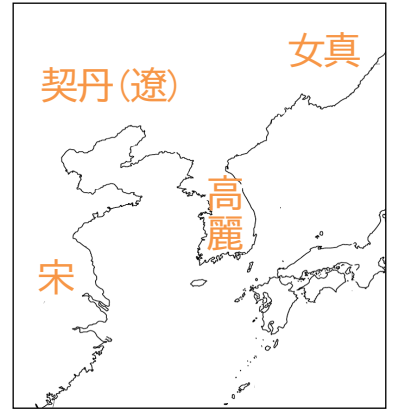
東アジア世界の変化

1唐の衰退・滅亡[907]→五代十国(2吳越国など)の分裂 →3宋(北宋)の統一[960]

※東アジア 世界に影響

{	4新羅[~934]→5高麗 [918~]
	6渤海[~926]→7契丹(遼) [916~]

さらに北(沿海州地方)に8女真人が台頭



10世紀の東アジア

【日本との関係】

(a) 遣唐使の途絶…9 894年に派遣計画→中止(10菅原道真の建議)

(b) 11唐や宋の商船が12博多に頻繁に来航

→書籍・陶磁器・薬品などを輸入、金・硫黄などを輸出

☆僧侶も商船で宋へ渡る

例 13 奝然(ちやうねん) (987帰国)…釈迦如来像を持ち帰る(→京都嵯峨の清凉寺)

資料 成人男子のほとんどいない戸(902年阿波国戸籍)

妹	妹	妹	妹	凡直	女	弟	弟	男	物部	妻	家部	物部	物部	妹	姉	妹	孫	孫	女	女	女	女	女	女	女	女	妾	妻	戸主	
物部	物部	物部	物部	直玉	葛木	物部	物部	物部	物部	物部	家部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	家部	家部	物部
秋	万	直	広	門	古	子	広	広	吉	秋	蘇	花	五	吉	玉	花	全	雄	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	春	春	広
売	売	刀	刀	売	刀	益	繼	磨	吉	売	磨	刀	月	売	依	売	屎	屎	子	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	刀	野	野	成
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
三	四	五	五	九	七	四	七	一	五	七	八	七	八	八	七	二	三	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	六	六	七
二	八	五	〇	〇	九	一	七	〇	四	七	三	五	四	六	五	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	五	五	九	
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳

数えよう：全員で(31)人、男は(6)人、正丁は(3)人、66歳以上は(10)人、20歳以下は(1)人

正誤問題練習 <大学入試センター2008年追試験より>

- I 国司のなかには強引に自己の収入を増やそうとした者もあり、尾張国では郡司や農民から、その非法を政府に訴えられた。
- II 国司が交替する際、事務引き継ぎについての紛争が多くなったので、解由状の授受を審査するための官職が置かれた。
- III 中央の貴族のなかから国司が、その地方の豪族や有力者のなかから郡司・里長が任じられる制度が整えられた。

地方政治と財政方針の転換

(1) 10世紀初頭(醍醐朝)の改革…藤原時平政権

16.902 17.班田の実施(最後の班田) <例> 902.阿波国戸籍(男59、女376)

18.延喜の荘園整理令…最初の荘園整理令 勅旨田や違法な荘園の停止など

→改善せず <例> 19.三善清行の意見封事十二箇条(914)…地方の実情を醍醐天皇に報告

(備中国邇磨郷の課税人口は8世紀1900人→866年70人→893年9人→911年0人)

(2) 地方制度の転換…藤原忠平政権(10世紀)以後 ←律令制の破綻

A. 課税対象の転換…人から土地へ(23.人頭税から土地課税へ)

実際に田地を占有している有力農民に耕作と納税を24.請け負わせる

田地には占有者の名をつけ、これを25.名(名田)と言う

請け負う有力農民を26.田堵または27.賃名と言う。…28.賃名体制(名体制)

…特に占有面積の大きい者を29.大名田堵と言う

※負担: 30.官物…租・庸・調・公出挙にかわる税 主に米

31.臨時雑役…雑徭にかわる税 労役負担

B. 朝廷は地方政治を32.国司に委任し、一定額の33.税納入を請け負わせる

朝廷は各国の34.内政には原則不干涉

→国司による過酷な収奪、地位の利権化、売位売官の横行

地方豪族は国衛(国司の役所)の役人(35.在庁官人)になる

→郡衛の役割低下・解体

<例> 36.成功…私財で朝廷の儀式・寺社の造営費用を負担し、
代償として官職を得ること

37.重任…国司などに(そのまま)再任すること

38.受領…国司の長官(ふつうは守、常陸・上野・上総は介)

現地へ赴任 収奪が過酷で強欲の象徴とされた。

<例> 「39.尾張国郡司百姓等解文」[988]

…受領(40.藤原元命)は地方豪族・有力農民に訴えられて罷免

41.藤原陳忠(信濃守)…「42.受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ」(『今昔物語集』)

受領は多くの中級下級貴族にとって貴重で重要な役職(高位高官は摂関家が独占)

→狭き門 →成功の横行 →摂関家に富が集中

※現地に赴任しないことを43.遙任という→44.目代を派遣 国衛を45.留守所という

東アジア世界の変化

1唐の衰退・滅亡[907]→五代十国(2呉越国など)の分裂 →3北宋の統一[960]

※東アジア 世界に影響 { 4新羅[~934]→5_____ [918~]
6渤海[~926]→7_____ () [916~]

さらに北(沿海州地方)に8_____が台頭

【日本との関係】

(a) 遣唐使の途絶…9 894年に派遣計画→中止(10菅原道真の建議)

(b) 11唐や宋の商船が12博多に頻繁に来航

→書籍・陶磁器・薬品などを輸入、金・硫黄などを輸出

☆僧侶も商船で宋へ渡る

例 13ちようねん 齋然(987帰国)…釈迦如来像を持ち帰る(→京都嵯峨の清涼寺)



10世紀の東アジア

資料 成人男子のほとんどいない戸(902年阿波国戸籍)

妹	妹	妹	妹	凡直	女	弟	弟	男	物部	妻	家部	物部	物部	妹	姉	妹	孫	孫	女	女	女	女	女	女	女	女	妾	妻	戸主
物部	物部	物部	物部	直玉	葛木	物部	物部	物部	物部	物部	家部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	物部	家部	家部	物部
秋	万	直	直	門	古	子	益	吉	吉	秋	蘇	花	花	吉	玉	花	全	雄	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	春	春	成
売	売	売	売	売	刀	益	益	吉	吉	売	磨	刀	刀	売	依	花	屎	屎	子	子	子	子	子	子	子	子	野	野	成
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
三	四	五	五	九	四	四	七	一	五	七	八	七	五	八	七	七	二	三	三	三	三	三	三	三	三	四	五	六	七
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳

数えよう：全員で()人、男は()人、正丁は()人、66歳以上は()人、20歳以下は()人

正誤問題練習 <大学入試センター2008年追試験より>

- I 国司のなかには強引に自己の収入を増やそうとした者もあり、尾張国では郡司や農民から、その非法を政府に訴えられた。
- II 国司が交替する際、事務引き継ぎについての紛争が多くなったので、解由状の授受を審査するための官職が置かれた。
- III 中央の貴族のなかから国司が、その地方の豪族や有力者のなかから郡司・里長が任じられる制度が整えられた。

地方政治と財政方針の転換

(1) 10世紀初頭(醍醐朝)の改革…藤原時平政権

16.902 17.班田の実施(最後の班田) <例> 902.阿波国戸籍(男59、女376)

18.延喜の荘園整理令…最初の荘園整理令 勅旨田や違法な荘園の停止など

→改善せず <例>19. _____ の20.意見封事十二箇条(914)…地方の実情を醍醐天皇に報告

(備中国瀬磨郷の課税人口は8世紀1900人→866年70人→893年9人→911年0人)

(2) 地方制度の転換…藤原忠平政権(10世紀)以後 ←律令制の破綻

A. 課税対象の転換…21. _____ から22. _____ へ(23.人頭税から土地課税へ)

実際に田地を占有している有力農民に耕作と納税を24.請け負わせる

田地には占有者の名をつけ、これを25. _____ (_____)と言う
請け負う有力農民を26. _____ または27. _____ と言う。…28. 負名体制(名体制)
…特に占有面積の大きい者を29. _____ と言う

※負担: 30. _____ …租・庸・調・公出挙にかわる税 主に米

31. _____ …雑徭にかわる税 労役負担

B. 朝廷は地方政治を32.国司に委任し、一定額の33.税納入を請け負わせる

朝廷は各国の34.内政には原則不干涉
→国司による過酷な収奪、地位の利権化、売位売官の横行
地方豪族は国衛(国司の役所)の役人(35. _____)になる
→郡衛の役割低下・解体

<例> 36. _____ …私財で朝廷の儀式・寺社の造営費用を負担し、
代償として官職を得ること

37. _____ …国司などに(そのまま)再任すること

38. _____ …国司の長官(ふつうは守、常陸・上野・上総は介)
現地へ赴任 収奪が過酷で強欲の象徴とされた。

<例> 「39. _____」 [988]

…受領(40.藤原 _____)は地方豪族・有力農民に訴えられて罷免

41.藤原 _____ (信濃守) …「42.受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ」(『今昔物語集』)

受領は多くの中級下級貴族にとって貴重で重要な役職(高位高官は摂関家が独占)

→狭き門 →成功の横行 →摂関家に富が集中

※現地に赴任しないことを43. _____ という→44. _____ を派遣 国衛を45.留守所という